

# 新型コロナウイルスによる保育所等の臨時休園に伴い ベビーシッターを利用される方を支援します。

## 対象者

保育の必要性の認定を有する0歳児～5歳児クラスの児童で、以下のいずれかに該当する児童が対象です。

- ① 区外の認可保育施設等に在園し、勤務を余儀なくされ、特に保育が必要であるにもかかわらず在園施設の休園等の理由で預けられない場合。
- ② 区内の認可保育施設等に在園し、現在休職中の医療従事者の方で、職場復帰するために、ベビーシッターの利用を希望する場合。
- ③ その他、特に保育が必要であるにもかかわらず、在園施設での保育が困難な状況で、ベビーシッターの利用を希望する場合。

## 事業の内容

**令和2年5月25日から6月30日までの間**、保育所等の代わりとして、認可外のベビーシッター事業者を利用した場合の費用負担を軽減する制度です。

※各事業者の規定により、入会金、ベビーシッターがお宅に伺うための交通費、キャンセル料、保険料等が別途必要です。

## 利用可能時間

休日・祝日を除く月曜日から土曜日までの午前7時～午後10時までのうち、

（保育短時間認定の方）… **1日8時間まで** かつ **月160時間まで**

（保育標準時間認定の方）… **1日11時間まで** かつ **月220時間まで**

※対象児童が体調不良の場合、保護者が休暇の日（体調不良等による欠勤を含む）や産休・育休中は利用できません。

※対象児童又は保護者及び同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑い及び濃厚接触者となった場合は利用できません。

## ご利用の流れ

- ① 制度の利用を希望される場合、保育課保育相談係へご連絡ください。制度の対象となる方には後日書類を送付します。
- ② 事業者と契約後、利用を開始してください。
- ③ 利用料の請求がきましたら、一旦、請求額を全額お支払いください。
- ④ 保育課保育相談係へ補助金の申請をしてください。
- ⑤ 1時間あたりの利用料（上限2,400円）から150円を差し引いた金額を後日、お振り込みします。

## ベビーシッターを選ぶ際の注意事項

- ① 事業の対象となる杉並区内の事業者のうち、杉並区ホームページに掲載を許可していただいた事業者は、[杉並区公式ホームページ▶保育ホットナビ▶保育料の無償化について▶【杉並区民・区外在住の方共通】杉並区 特定子ども・子育て支援施設等一覧【認可外保育施設】](#)の26～29の事業者です。
- ② ベビーシッター仲介・マッチングサイト等で①以外の事業者をご検討の際は、本事業の対象の事業所であるか確認しますので下記連絡先までご連絡ください。本事業の対象の事業者は“保育料無償化の対象施設である確認を受けていること”・“有資格者であること”の2点が条件となります。事業の対象とならない場合は、補助金を申請することができません。

## その他の注意事項

- ① 対象者の要件に該当しない場合は補助金の申請はできません。
- ② 各事業者の規定により、入会金、交通費、キャンセル料、保険料等が別途必要になる場合がありますが、補助金申請の対象となるのは保育料（利用料）のみとなります。
- ③ 自宅が保育に適さない環境であることが確認された場合等、事業者と契約が成り立たなかった場合は利用できません。
- ④ 昼食・おやつ等は保護者が用意してください。（調理不可）
- ⑤ その他、利用する事業者の利用約款の内容を十分確認の上、利用を検討してください。

（申込・問い合わせ連絡先）

杉並区保育課保育相談係 ☎03-3312-2111（代表）